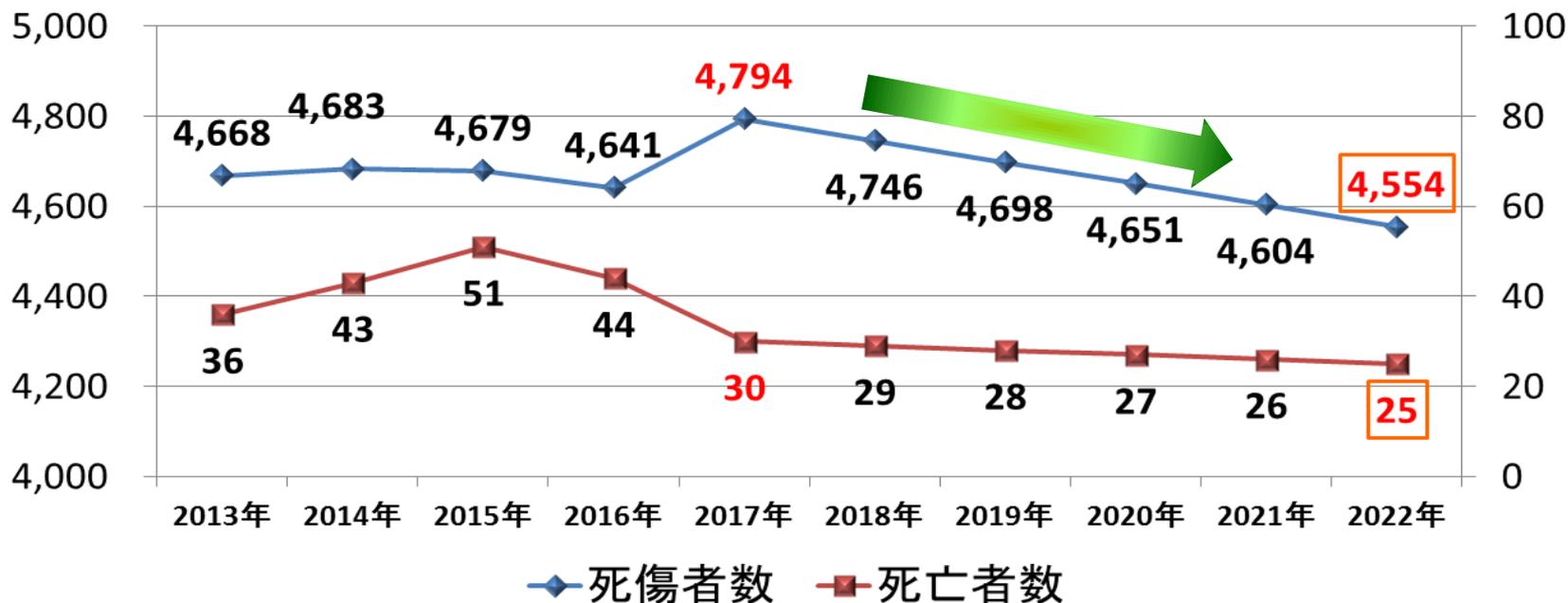


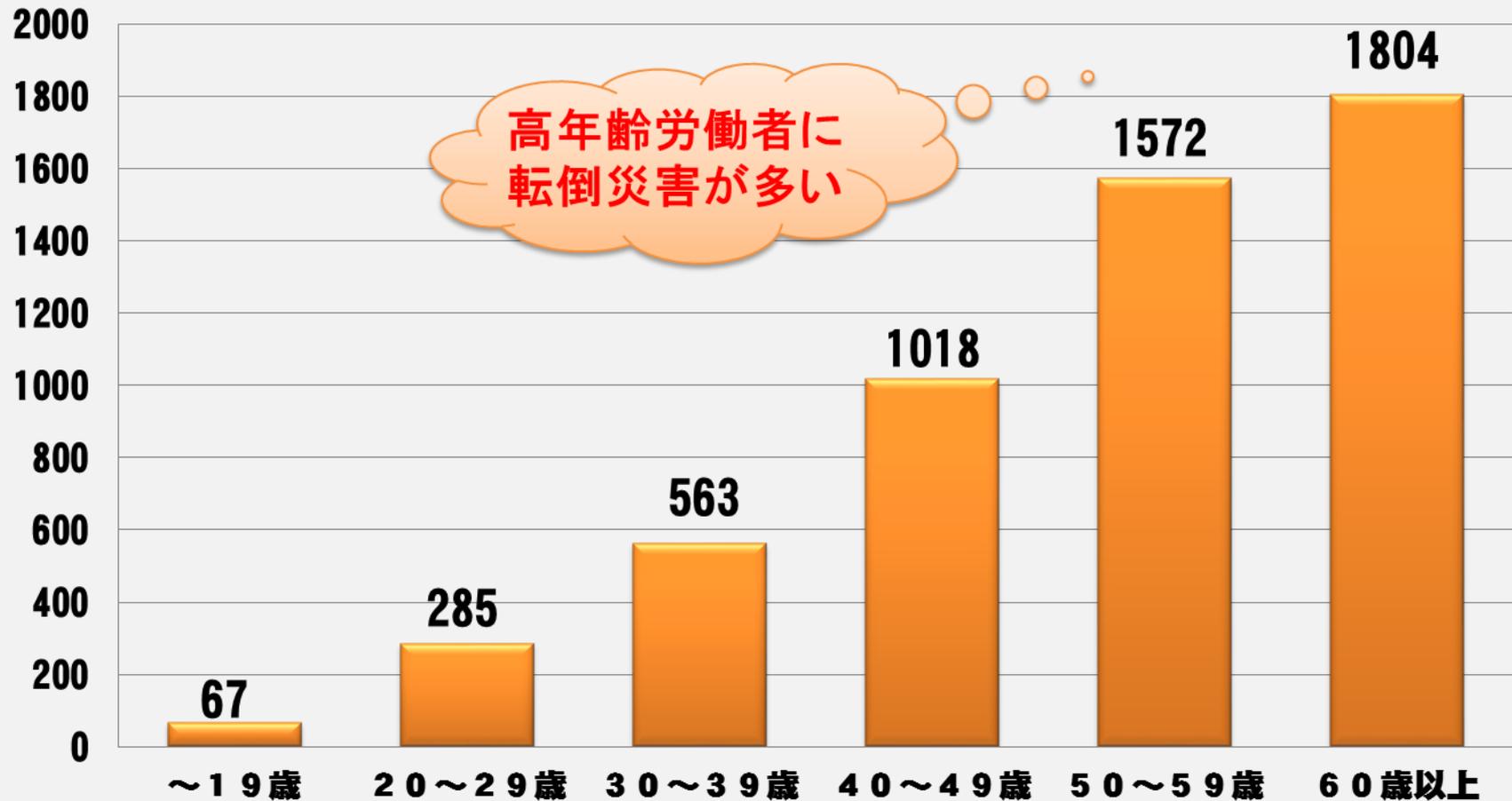
# 兵庫第13次労働災害防止5か年計画 (兵庫局)初年度平成30年度～5か年

## 計画の全体目標 2017年と比べ

2022年までに死亡災害を15%以上減少(25人)  
2022年までに死傷災害を5%以上減少(4,554人)

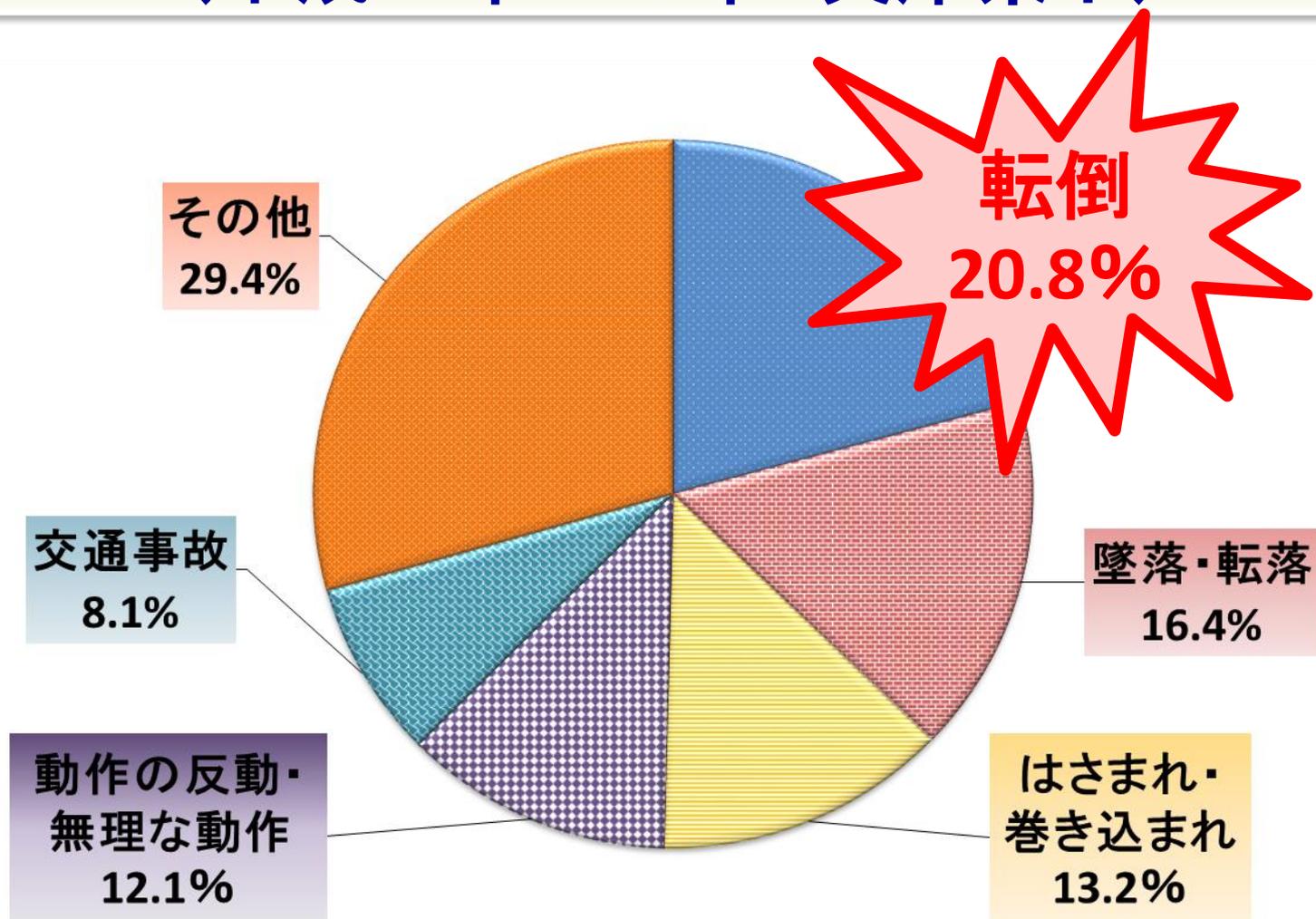


# 転倒災害年齢別件数 (平成25年～29年)



# 災害の型別死傷災害の割合

(平成25年～29年 兵庫県下)



# 社会福祉施設における労働災害の発生状況(兵庫)

社会福祉施設における労働災害は、25年から増加傾向であったが、**28年は前年と同数**、**29年は375件と増加した。**

(表1)

事故の型別を見ると、「**動作の反動・無理な動作**」や「**転倒**」といった行動災害が多い。(表1)

表2 「社会福祉施設」における労働災害発生状況と労働災害による腰痛の発生状況(年間)

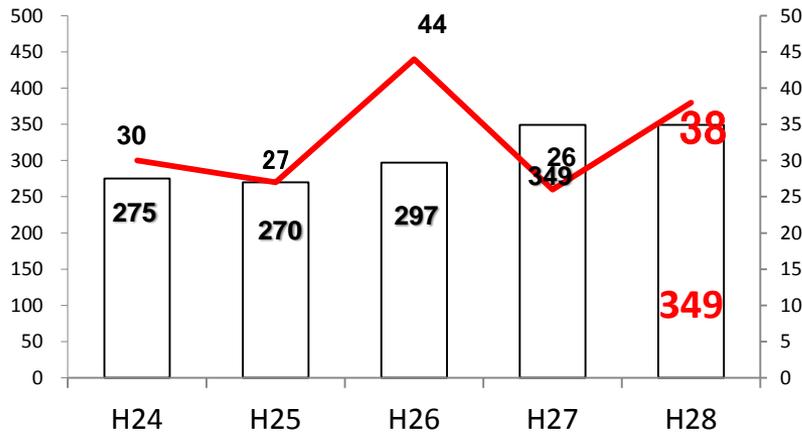
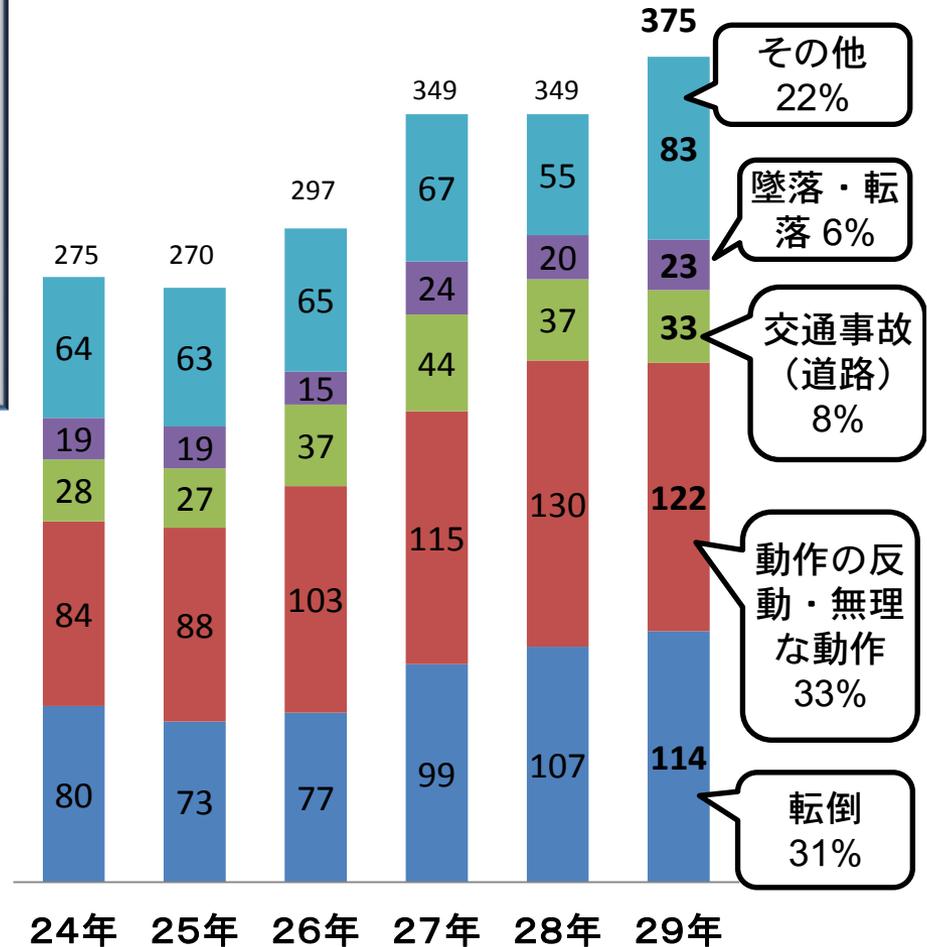


表1



※1 腰痛の件数は、災害性腰痛と慢性腰痛の件数を合わせたもの。  
 ※2 事故の型別において、腰痛は「動作の反動・無理な動作」や「その他」に含まれる。

出典：労働者死傷病報告の休業4日以上死傷者数より

# 社会福祉施設における転倒災害防止対策

社会福祉施設での転倒等災害防止の対策には、「4S活動」「KY活動」「見える化」といった危険の対処と情報共有がありますが、安全活動の推進には旗振り役である「安全推進者」の配置が不可欠です。

## 4S活動

### 災害の原因を取り除く

4Sとは、  
**整理・整頓・清掃・清潔**  
のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

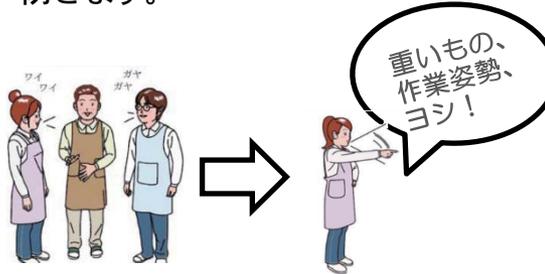


## KY活動

### 潜んでる危険を見つける

KYとは、  
**危険 (K)・予知 (Y)**  
のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「**指さし呼称**」で確認します。うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。



## 「見える化」

### 危険を全員に周知する

「見える化」とは、  
**危険を可視化して共有**  
すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「**ステッカー**」等を張り付けることで注意喚起します。転倒、墜落・転落などのおそれがある箇所で、慎重に行動することができます。



安全活動の推進には「**旗振り役**」が不可欠!  
職場環境や作業方法の改善、安全意識啓発をする  
**安全推進者**<sup>\*</sup>の配置を推進しましょう。

※ 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

転倒について詳しくは、「職場のあんぜんサイト：STOP!転倒災害プロジェクト2015」  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

KY活動等について詳しくは、「社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/punya/0000075093.html>

# 社会福祉施設における交通労働災害防止対策

社会福祉施設における交通労働災害防止対策では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、**利用者の訪問や送迎・二輪車の運転**など、業態に合わせた業務への対策が必要です。

## ・ 走行管理

走行の開始、終了と経路について計画を作成する。

早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

## ・ 教育の実施

雇入れ時教育や日常の教育を通して、十分な睡眠時間確保、飲酒による運転の影響、体調の維持管理、交通安全情報マップの共有、交通危険予知訓練などを行う。

## ・ 季節・天候対策

異常気象等の際、安全な運転のため指示や迅速な情報共有をし、必要に応じて運転を中止させる。

早朝や夜間に早めの点灯を徹底させ、他の運転者に存在を認知させる。

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

## ・ 安全意識の高揚

交通事故やヒヤリハット事例等を記入した交通安全情報マップを作成する。

ポスターや標語を掲示し、安全について常に意識させる。

## ・ 点呼の実施

疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼をする。

- ・ 管理体制
- ・ 健康管理
- ・ 自動車の点検

## ・ 二輪車対策

二輪車の特性を配慮した安全な走行ルートを設定する。

自動車運転者からの視認性が向上する「安全ベスト」や安全のための「ヘルメット」を着用させる。

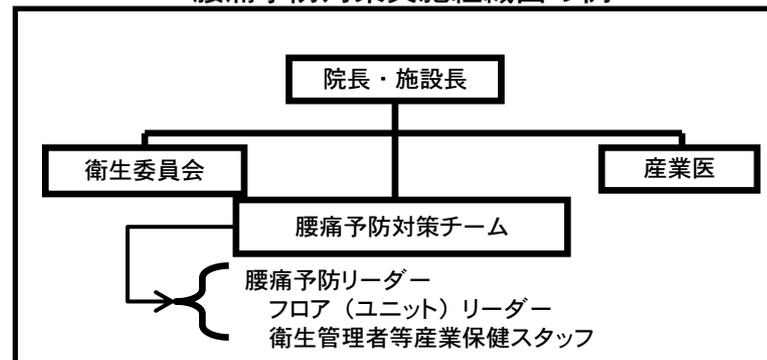
# 社会福祉施設における腰痛予防対策

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月改訂（※））を示し、看護・介護作業における腰痛予防対策に重点的に取り組んでいます。

## 腰痛予防対策のポイント

- ① 施設長などのトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、**対策実施組織**を作ること。
- ② 対象者一人ひとりの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、**腰痛発生リスクを評価**すること。
- ③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、**リスクの回避・低減措置**を検討し実施すること。健康管理、教育にも取り組むこと。

腰痛予防対策実施組織図の例



「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」の記入例

② 介助作業		③ リスクの見積り				
具体的作業内容	作業姿勢	重量負荷	頻度／作業時間	作業環境	リスク	
						作業内容
□ 着衣時の移乗作業	ベッド⇔車椅子	a. 不良	a. 大	a. 頻繁	a. 問題あり	高
	ベッド⇔ポータブルトイレ	b. やや不良	b. 中	b. 時々	b. やや問題	中
	車椅子⇔便座 車椅子⇔椅子 などの移乗介助	c. 良	c. 小	c. ほぼなし	c. 問題なし	低

腰痛発生リスクの回避・提言措置の例

- (1) 対象者の日常生活動作能力を把握し、介助への協力を得ること
- (2) 福祉用具（機器・道具）を積極的に利用すること
- (3) 作業姿勢・動作の見直し（原則として、人力による人の抱上げは行わせないなど）
- (4) 作業の実施体制（負担の大きい業務が特定の看護・介護者に集中しないよう配慮）
- (5) 作業標準の策定
- (6) 休憩、作業の組合せ
- (7) 作業環境の整備（十分な照明、段差の解消など）
- (8) 健康管理（腰痛の健康診断、腰痛予防体操）
- (9) 労働衛生教育など

(※) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

# 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動チェックリスト

## I 本社・本部実施事項

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
	① 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
	② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
	③ KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
	④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
	⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
	⑥ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
	⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
	⑧ 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
	⑨ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
	⑩ 腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪ 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>	
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります。）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>

10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導及び実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

## Ⅱ 店舗・施設実施事項

┌社・┌部指示事項のほか、可能な限り店舗・施設独自の取組事項を含め実施します。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

### 腰痛の発生状況(全業種)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
災害性腰痛	200	144	151	174	166	130	152	125	154	125	129	130	117	114	122
非災害性腰痛	38	68	53	16	48	59	29	15	21	27	26	19	27	61	39
合計	238	212	204	190	214	189	181	140	175	152	155	149	144	175	161

「**災害性腰痛**」 労働基準法施行規則別表第一の二 第1号に定める業務上の負傷に起因する疾病としての腰痛

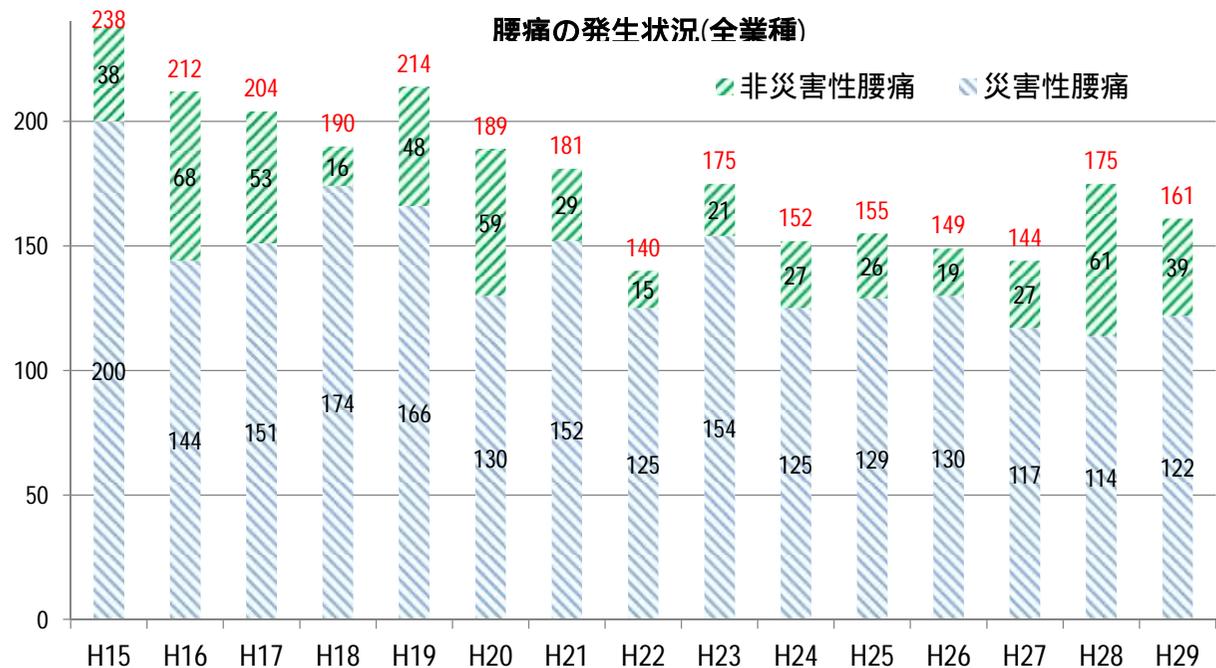
例：重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人がかりで運搬する最中にそのうちの1人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合

事故的な事由はないが重量物の取扱いに当たってその取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりするときや、重量物の取扱いに不適当な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合

「**非災害性腰痛**」労働基準法施行規則別表第一の二 第3号の2に定める腰部に過度の負担のかかる業務に従事することにより発生する腰痛で、日々の業務による腰部への負担が徐々に作用して発症したもの

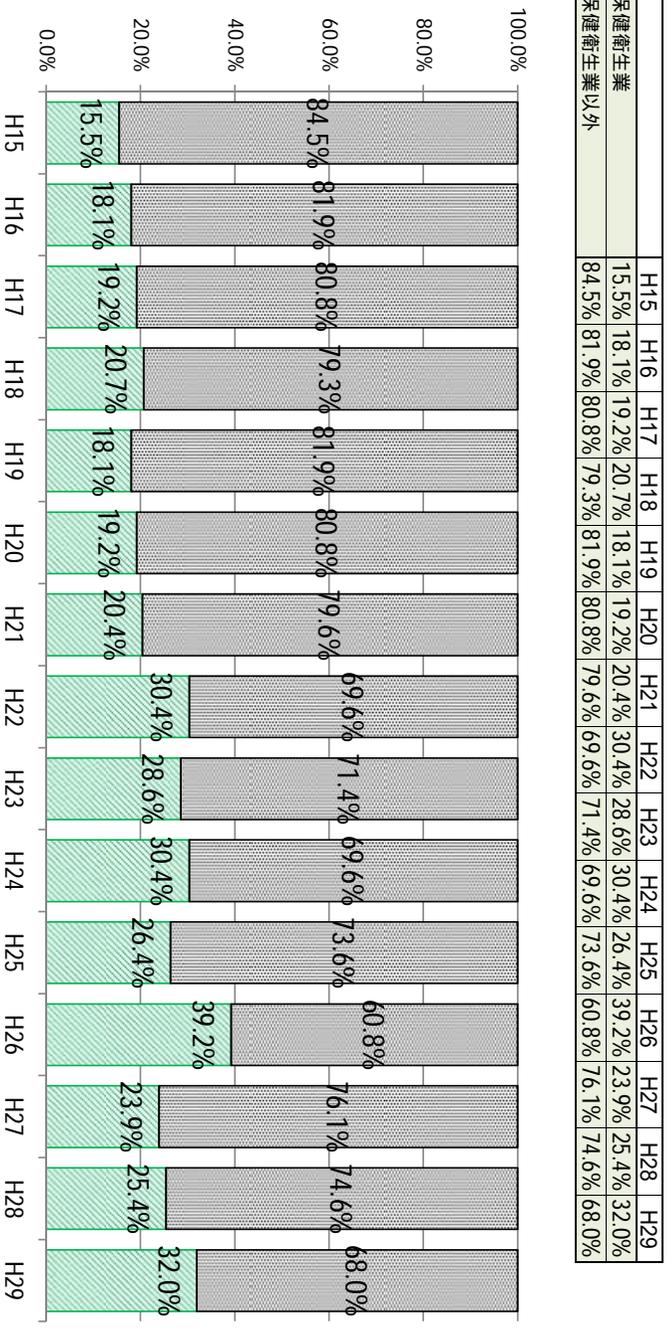
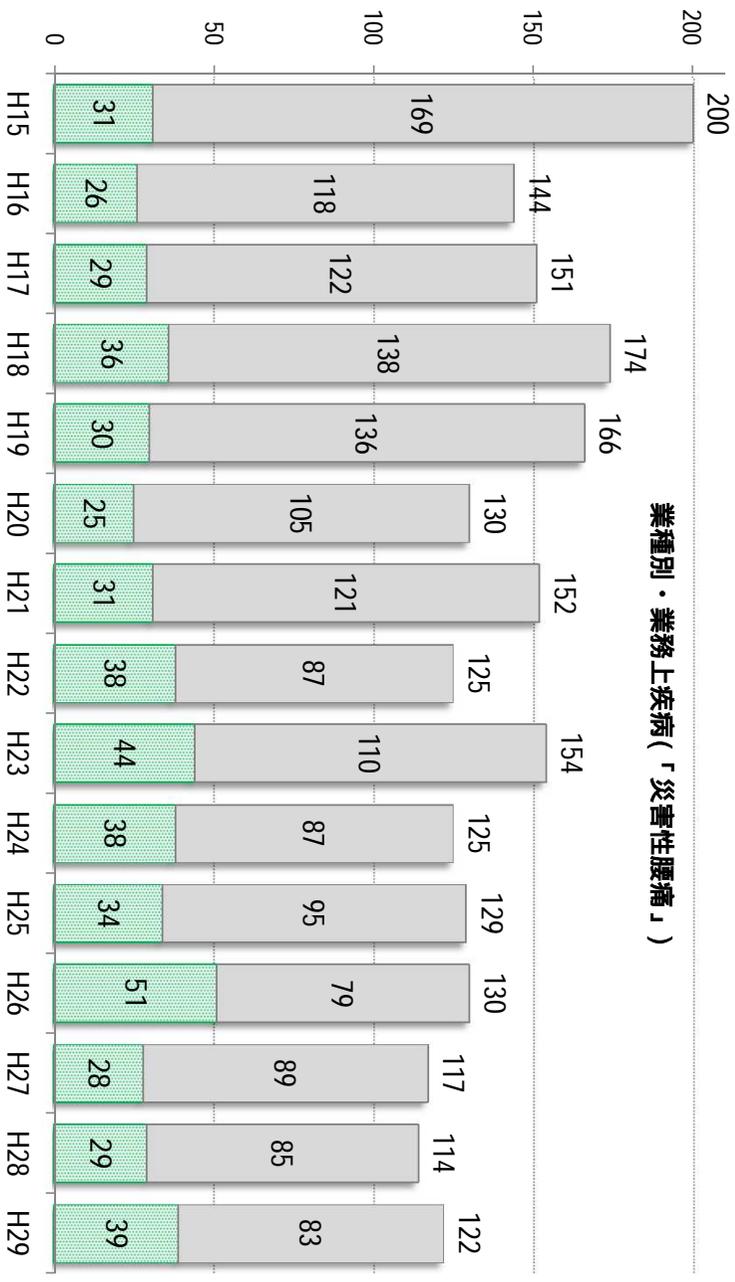
例：筋肉等の疲労を伴う業務に比較的短期間従事したことによる発症した腰痛

「重量物を取り扱う業務(約30kg以上の重量物を労働時間の3分の1以上程度以上に及んで取り扱う業務、約20kg以上の重量物を労働時間の半分程度以上に及んで取り扱う業務)」に相当期間にわたり継続して従事したことによる骨の変化を原因とした腰痛



業種別・業務上疾病（「災害性腰痛」）発生状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保健衛生業	31	26	29	36	30	25	31	38	44	38	34	51	28	29	39
保健衛生業以外	169	118	122	138	136	105	121	87	110	87	95	79	89	85	83
合計	200	144	151	174	166	130	152	125	154	125	129	130	117	114	122



年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
疾病件数(a)	275	386	364	338	335	389	329	272	226	248	255	275	258	220	304	271
災害性腰痛(b)	166	200	144	151	174	166	130	152	125	154	125	129	130	117	114	122
b/a (%)	60.4%	51.8%	39.6%	44.7%	51.9%	42.7%	39.5%	55.9%	55.3%	62.1%	49.0%	46.9%	50.4%	53.2%	37.5%	45.0%
非災害性腰痛(c)	14	38	68	53	16	48	59	29	15	21	27	26	19	27	61	39
c/a (%)	5.1%	9.8%	18.7%	15.7%	4.8%	12.3%	17.9%	10.7%	6.6%	8.5%	10.6%	9.5%	7.4%	12.3%	20.1%	14.4%

